

富山県立砺波工業高等学校同窓会会則

- 1 本会は砺波工業高等学校同窓会と称する。
- 2 本会は会員相互の親睦を計り、連絡を密にし、母校と地方文化の振興に資するを目的とする。
- 3 本会は本部を母校に置き、支部を適宜の地に設ける。
- 4 本会は下記の会員をもって組織をする。
 - (1) 普通会員
 - ア 富山県立砺波工業高等学校卒業生
 - イ 上記の学校に在学し、転出又は退学したる者で、幹事会を経て会長の同意を得たる者
 - (2) 先達会員
 - 富山県立砺波高等学校工業課程卒業生
 - (3) 特別会員
 - ア 富山県立砺波工業高等学校の旧職員並びに現職員
 - イ 富山県立砺波高等学校工業課程旧教職員
- 5 本会はその目的を達成するために下記の事を行なう。
 - (1) 会誌の発行
 - (2) 会員名簿の作成
 - (3) 会員の慶弔（幹事会においてその都度協議の上決定する。）
 - (4) その他本会の目的遂行に必要な事項
- 6 本会には下記の役員を置く。

会長 1 名、副会長若干名、常任理事若干名、監査委員 2 名、幹事
- 7 本会に相談役および顧問を置くことができる。

相談役および顧問は総会においてこれを推薦する。
- 8 会長、副会長、監査委員は総会において選出し、常任理事は会長がこれを委嘱する。

幹事は各支部より 3 名並びに卒業回数毎に各クラス 1 名を選出する。
- 9 本会の役員任期は 2 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 10 本会の役員任務は、下記のとおりとする。

会 長 本会を代表し、一切の会務を主宰し総理する。
副 会 長 会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
常任理事 庶務、会計を置き、会務を処理執行する。
監査委員 会計を監査する。
幹 事 会務を協議し、緊急な場合は総会の代行機関としてこれを議決する。
- 11 本会には下記の機関を置く。
 - (1) 定期総会
 - (2) 役員会
 - (3) 幹事会
- 12 定期総会は毎年 1 回開催する（開催日時は役員会で決定する）

決算期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする（平成 9 年度は 10 月 1 日～3 月 31 日までとする）
必要ある場合には臨時総会を開くことができる。

13 総会において、下記の事項を審議する。

- (1) 決算報告及び予算案
- (2) 役員を選出
- (3) その他必要な事項

14 会費は入会金をもって充てる。ただし、金額及び納入方法については総会で決定する。なお、必要な場合は、役員会の承認を得て臨時徴収することができる。

15 本会則に規定されていない事項については、役員会の決議により決定する

16 本会々則は総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

- 1 学校教職員が庶務・会計を担当する場合について、
会長は、庶務・会計を担当する学校教職員の選出について学校長に委任する。
学校長の命を受けた学校教職員は、庶務・会計の事務を処理する。

昭和38年3月1日施行

昭和40年8月一部改正(5・12)

昭和45年10月一部改正(14)

平成7年10月一部改正(2・4・6・8・9・10・13・14)

平成9年10月一部改正(12・14・15)

平成24年8月一部改正(附則1)

平成29年8月一部改正(慶弔規定内規旧③削除)

令和6年8月一部改正(7)